

事業所における自己評価結果					
事業所名		公表			
児童発達支援センター西尾市立白ばら園		公表日 令和7年2月18日			
	チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など	課題や改善すべき点
環境制・整運備営・	1 訪問支援に使用する場合の教具教材は適切であるか。	4		各自がアセスメントを行なながら必要な教具教材を使用している。	
	2 利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	2	2	訪問員として専門職が配置されているので、二ニーズに合わせた訪問員が訪問できる。	利用者の希望される時期が重なった時に、訪問員が配置できない可能性があり、配置数の改善や訪問頻度の見直し等を検討していきます。
業務改善	3 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	3	1	児童発達支援管理責任者と訪問員の間ではPDCAサイクルを行い業務改善のための努力を行っている。	児童発達支援管理責任者と訪問員の間ではPDCAサイクルを行っているが、それを事業所の職員全体でも周知するよう努めます。
	4 保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。		4		今年度より、保護者による自己評価をホームページで公表し、内容を業務改善に繋げます。
	5 従業者の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	4			
	6 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		4	第三者による外部評価は現在行なうことができない。	ガイドラインにも記載のあるように事業運営の一層の改善を図るために第三者による外部評価の検討を行うよう努めます。
	7 職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。		4	職員の資質の向上を図るための研修をする機会をもっているが、本事業に関する研修を受講していない。	保育所等訪問支援について本事業に関わる訪問員が本事業に関連した研修機会の確保に努めます。
	8 個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	4			
	9 保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	4			
適切な支援の提供	10 保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	4			
	11 保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	4			
	12 子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	4			
	13 保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的な内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	4			
	14 保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	4			
	15 支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	4			
	16 支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	4			
	17 保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	4			
	18 毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	4			
	19 定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	4			

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その子どもの状況をよく理解した者が参画しているか。	4			
	21	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	4			
	22	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	4			
	23	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	3	1		
	24	(自立支援)協議会子こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	4			
	25	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	4			
	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	1	3		本事業について、家族支援プログラムの機会提供を行う方法を検討すると共に提供できる社会資源を広く把握していく。
保護者等への説明等	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	4			
	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	4			
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	4			
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	4			
	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	4			
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機械を設ける等の支援をしているか。		4	通園では保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設けているが、本事業では実施していない。	訪問支援のため、保護者同士が交流する機会を持つことができないが、今後、利用者から希望や質問があれば検討していく。
	33	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	3	1	ケースによっては申し入れをどのように捉えたらよいのか慎重に進めるため、迅速とはいかない場合もある。	今後も相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、丁寧に迅速かつ適切に対応していく努力します。
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。		4	定期的に活動概要や連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信していなかった。	ホームページに本事業の支援内容に関する情報を掲載します。
	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	4			
	36	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	4			
訪問先施設への説明等	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	4			
	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	4			
	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	4			
	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	4			

	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	4			
非常時等の対応	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	1	3	本事業では策定し、周知することや訓練を実施していないが、通園では各マニュアルを策定し周知、訓練を実施している。	本事業でのマニュアル策定、周知等について検討していく。
	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	1	3	本事業では安全管理に必要な計画作成、研修、訓練は実施されていないが、訪問員も在籍する通園では安全管理が十分された中で支援を行われている。	安全管理が十分された中で支援が行われるよう、安全計画作成等必要な措置を検討する。
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	1	3	訪問員も在籍する通園ではヒヤリハットを共有しているので、再発防止に向けた方策を検討する機会を持っている。	通園でのヒヤリハットを参考に、本事業での安全管理を徹底できるよう努力する。
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	1	3	契約書、重要事項説明書に虐待防止について記載してあります。訪問員も在籍する通園では虐待防止委員会、研修もあります。	今後も、通園内で研修の機会を定期的に設け、本事業にいかしていく。
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	1	3	契約書、重要事項説明書に身体拘束について記載してあります。訪問員も在籍する通園では身体拘束適正化委員会、研修もあります。	利用者の個別支援計画にも身体拘束の有無について記載の上、同意いただくようにする。